

## 答申第5号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成18年4月3日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「芸濃町総合庁舎建設に関して、平成12年以降、芸濃町長又は芸濃町議会議長あてに出された 申入れ書 意見書 談合情報等に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）に係る公文書開示請求につき、実施機関が平成18年4月17日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

平成18年4月3日付けで異議申立人が、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）に基づき行った本件対象文書に係る公文書開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、申入れ書及び意見書の開示を求めるというにある。

#### 3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、旧芸濃町のある議員から旧芸濃町議会議長あてに申入れ書が出された事実を確認していたこと、公文書の開示の際に実施機関もそのような申入れ書が過去に届いていたことを認めていたことから、公文書として不存在というのは納得できないので申入れ書及び意見書の開示を求め、仮に不開示とするなら明確な理由の説明を求める。

#### 4 実施機関の不開示理由等説明

本件対象文書のうち 及び に係る文書については、平成15年5月に旧芸濃町総務課において受付していることは確認できたが、その後、平成16年9月に庁舎の移転等により大量に文書を廃棄したため、処分したものである。このため、現時点において公文書として存在しないため、本件決定を行った。

#### 5 不開示理由等説明書に対する異議申立人の意見

本件対象文書のうち 及び に係る文書について、廃棄されたため存在しないという実施機関の説明は、ずさんな公文書の管理であり容認できない。また、談合情報に基づいて以後の対応が行われたのであるから、そのきっかけとなった文書が存在しないのは不自然であり、実際は新庁舎移転の際処分したのではなく、何か理由があって旧芸濃町総合庁舎建設工事に係る執行者側に都合の悪い文書であるため恣意的に廃棄したのではないかとの疑問を持たざるを得ない。

#### 6 審査会の判断

津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき実施した異議申立人及び実施機関双方の口頭による意見陳述によると、異議申立人が開示を求めている本件対象文書のうち、 申入れ書については平成15

年5月23日付けで芸濃町議会議員から町長あてに出された「総合庁舎（仮称）建設工事入札をめぐる談合疑惑の調査と解明を求めることについて」、意見書については写真入りの談合情報に関する文書であることが明らかになった。また、実施機関が特定した本件対象文書のうち、申入れ書については平成15年5月8日付けで芸濃町議会議員から出された「総合庁舎（仮称）建設の入札に対する申し入れ」、意見書については平成15年5月13日付けで芸濃町議会議員から出された「総合庁舎（仮称）建設工事入札についての公開質問状」であることが明らかになった。

上記の事実に基づき、改めて異議申立人が開示を求めている文書について、その存在の有無を実施機関から聴取したところ、「どちらの文書とも存在していたことは当時の担当者が記憶しているものの、文書処理簿に記録はなく、念のため関連する簿冊を確認したが公文書として存在しない。また、の写真入りの談合情報に関する文書については、総合庁舎建設予定地の近くで行われていた道路改修工事に関するものであり、本件対象文書ではない」との回答であった。

そこで、審査会では、実施機関が特定した文書と併せ、異議申立人が開示を求めている2件の文書も対象に加え、それらが存在するかどうかの確認を行った。仮に文書が存在するとした場合に綴じてあると思われる「芸濃町総合庁舎建設工事（共通・建築他）」、「告発状の綴（議会からの申入れ）」の2つのファイル及び文書処理簿の確認を行ったが、実施機関が特定した文書の受付記録以外には、当該文書の存在を確認することはできなかった。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、本件に関しては、開示請求があった時点から開示対象文書を特定するに至る過程において、相互の理解に隔たりがあったことも大きな要因となっていることから、実施機関は慎重に文書を特定することの重要性を再認識すべきである。

また、公文書の適正な管理は、住民の開示請求権を保障する上で情報公開制度の根幹に関わるものである。本件では、文書取扱規程等に基づき管理・保存・廃棄等の処理をしなければならないにもかかわらず、その処理がなされないまま廃棄されていること、さらに作成すべき保存文書のリスト等の作成が適正に行われていないなどきわめてずさんな文書管理を行ってきたといわざるを得ない。このことから今後実施機関においては、この点について慎重な対応を求めるところである。

## 7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 7月12日	諮問書の受付
平成18年 9月 8日	諮問案件の説明及び審議並びに異議申立人及び実施機関からの意見聴取
平成18年11月16日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	樋 上 陽
副会長	伊 藤 惠 子
委 員	村 田 裕
委 員	寺 川 史 朗